

5. 離島に住む人向けの制度を知る

(1)がん治療の渡航費等助成(沖縄県離島患者等支援事業)

離島に居住するがん患者さんが、本島等での通院が必要な場合に、渡航費や宿泊費の一部を市町村が助成する制度です。対象者は、離島に住所のある方で、おおむね次のとおりとなっておりますが、対象者や助成内容の詳細は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。



- ①がん患者であって、医師が「居住地以外の医療機関での治療が必要」と認めた方
- ②付添人の方(ただし、助成を受けるがん患者が、未成年、要介護者であることなどの要件があります)

 [問い合わせ先](#) 各市町村役場窓口  P96

(2)離島・へき地のがん患者等の宿泊支援

離島・へき地に居住するがん患者さんが、地域では受診できない放射線治療のため、放射線治療が可能な本島の9病院で治療を受ける場合、治療に必要な宿泊費の割引を受けられる制度です(おおむね2割)。

対象となる人

放射線治療を実施している本島の9病院で、外来の放射線治療を受けている離島・へき地のがん患者さんと必要な付添人(1人)

【対象居住地】本島と橋が架かっていない離島および本島の名護市以北

【対象宿泊施設】沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟し、指定された宿泊施設。具体的な宿泊施設は、下記までお問い合わせください。

 [問い合わせ先](#) 沖縄県保健医療部健康長寿課  **098-866-2209**
放射線治療を行っている本島内の9病院  P28